

平成26年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 19 日 )  
( 第 8 号 )



平成26年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 8 号

○平成26年3月19日（水曜日）

---

### 議事日程（第8号）

平成26年3月19日（水）午前10時開議

- 第1 議案第3号から議案第19号まで及び議案第21号から議案第121号まで並びに議提議案第1号  
〔委員長報告、採決〕
- 第2 意見書案第2号及び意見書案第3号  
〔採決〕
- 第3 議提議案第2号  
〔提案説明、討論、採決〕
- 第4 議案第122号  
〔提案説明、採決〕
- 

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号から議案第19号まで及び議案第21号から議案第121号まで並びに議提議案第1号
- 日程第2 意見書案第2号及び意見書案第3号
- 日程第3 議提議案第2号
- 日程第4 議案第122号
- 

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下	野	幸	助
2	番	田	中	智	也
3	番	藤	根	正	典
4	番	小	島	智	子
5	番	彦	坂	公	之
6	番	粟	野	仁	博
7	番	石	田	成	生
8	番	大久保		孝	栄
9	番	東			豊
10	番	中	西		勇
11	番	濱	井	初	男
12	番	吉	川		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣一郎	
19	番	小	野	欽	市
20	番	村	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	奥	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三千	宣
28	番	笹	井	健	司

29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏	一
書記 (事務局次長)	青木	正	晴

書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主幹)	加 藤 元
書 記 (議事課主査)	村 山 トモエ

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清

会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長 教 育 長	岩 崎 恭 典 山 口 千代己
公安委員会委員 警 察 本 部 長	田 中 彩 子 高 須 一 弘
代表監査委員 監査委員事務局長	福 井 信 行 小 林 源太郎
人事委員会委員 人事委員会事務局長	楠 井 嘉 行 速 水 恒 夫
選挙管理委員会委員	川 端 康 成
労働委員会事務局長	前 畷 卓 弥

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。  
付託議案の審査報告書が所管の常任委員長から提出されました。  
次に、意見書案第2号及び意見書案第3号が提出されましたので、お手元

に配付いたしました。

次に、議案第122号並びに議提議案第2号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

### 戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件名
24	三重県中小企業・小規模企業振興条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年3月7日

三重県議会議長 山本 勝 様

戦略企画雇用経済常任委員長 藤田 宜三

### 環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
23	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例案
66	三重県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案
68	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案
96	工事請負契約について（桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事）
100	損害賠償の額の決定及び和解について
議提1	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案



本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年3月17日

三重県議会議長 山本 勝 様

環境生活農林水産常任委員長 森野 真治

### 健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
22	三重県がん対策推進条例案
27	三重県いじめ調査委員会条例案
28	地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案
29	公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例案
55	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
56	三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
57	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
58	三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
59	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
60	三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
61	三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案

65	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
101	地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の変更の認可について
102	公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年3月7日

三重県議会議長 山本 勝 様

健康福祉病院常任委員長 青木 謙順

---

### 防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
97	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター中央監視制御設備改築工事）
98	工事請負契約の変更について（主要地方道一志美杉線（矢頭峠バイパス）道路改良（矢頭峠トンネル（仮称））工事）
99	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥棟（土木）建設工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年3月12日

三重県議会議長 山本 勝 様

防災県土整備企業常任委員長 小林 正人

## 教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 5	三重県いじめ問題対策連絡協議会条例案
2 6	三重県いじめ対策審議会条例案
7 4	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年 3月12日

三重県議会議長 山本 勝 様

教育警察常任委員長 長田 隆尚

## 総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 2	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
5 4	三重県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案
9 3	包括外部監査契約について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年 3月13日

三重県議会議長 山本 勝 様

総務地域連携常任委員長 津村 衛

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
3	平成26年度三重県一般会計予算
4	平成26年度三重県債管理特別会計予算
5	平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
6	平成26年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
7	平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
8	平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
9	平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
10	平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
11	平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
12	平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
13	平成26年度三重県港湾整備事業特別会計予算
14	平成26年度三重県流域下水道事業特別会計予算
15	平成26年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算
16	平成26年度三重県水道事業会計予算
17	平成26年度三重県工業用水道事業会計予算
18	平成26年度三重県電気事業会計予算
19	平成26年度三重県病院事業会計予算
21	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例案

30	三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案
31	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案
33	三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案
34	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
35	三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
36	三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
37	三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
38	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
39	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
40	三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案
41	三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案
42	行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例案
43	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
44	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
45	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
46	三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部を改正する条例案
47	三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

48	三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
49	三重県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
50	三重県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
51	港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
52	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
53	三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案
62	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
63	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
64	三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案
67	三重県人権センター条例の一部を改正する条例案
69	みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
70	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
71	三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案
72	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
73	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
75	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
76	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案
77	斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案
78	三重県立美術館条例の一部を改正する条例案

79	三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例案
80	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案
81	三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案
82	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
83	三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案
84	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
85	三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案
86	三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案
87	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
88	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
89	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
90	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
91	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
92	三重県庁舎等整備基金条例を廃止する条例案
94	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
95	土木関係建設事業に対する市町の負担について
103	平成25年度三重県一般会計補正予算（第8号）
104	平成25年度三重県債管理特別会計補正予算（第2号）
105	平成25年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

106	平成25年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第3号)
107	平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)
108	平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
109	平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
110	平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
111	平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)
112	平成25年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
113	平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第4号)
114	平成25年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)
115	平成25年度三重県水道事業会計補正予算(第3号)
116	平成25年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号)
117	平成25年度三重県電気事業会計補正予算(第3号)
118	平成25年度三重県病院事業会計補正予算(第4号)
119	防災関係建設事業に対する市町の負担について
120	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
121	土木関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。



平成26年3月17日

三重県議会議長 山本 勝 様

予算決算常任委員長 貝増 吉郎

意見書案第2号

安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境  
整備を求める意見書案

上記提出する。

平成26年3月11日

提 出 者

稲 垣 昭 義  
北 川 裕 之  
三 谷 哲 央

安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境  
整備を求める意見書案

我が国は、就業者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」となっており、日本経済社会の持続的な成長・発展のためには、雇用労働者が、安定的な雇用と働きに応じた公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備していくことが重要である。

現在、政府では、平成25年6月14日に閣議決定した「日本再興戦略」を着実に実行していくために、産業競争力会議や規制改革会議などの場において、柔軟で多様な働き方が可能となる雇用制度改革などの検討を進めているが、特に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、また「限定正社員」制度の普及などについては、解雇や長時間労働の誘発へと繋がるなど、いくつかの懸念が指摘されていることから、より丁寧に議論していくことが必要である。

また、産業競争力会議「雇用・人材分科会」が平成25年12月26日にとりまとめた中間整理では、「労使の利害調整の枠を超えて、政府として経済政策と労働政策を一体的・整合的に捉えた総理主導の政策の基本方針を策定する仕組みを検討すべき」とされているが、本来、労働政策については、厚生労働省が設置する労働政策審議会において、労使参加の下で調査審議されるべき事項である。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及などについては、雇用労働者として働く人たちの意見等も踏まえ、検討すること。
- 2 労働政策に係る議論は、労働政策審議会で行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山 本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、  
経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）

---

意見書案第3号

公務員獣医師の処遇改善を求める意見書案

上記提出する。

平成26年3月12日

提出者

大久保 孝 栄

小 野 欽 市  
小 林 正 人  
今 井 智 広  
藤 田 宜 三  
稲 垣 昭 義  
服 部 富 男

## 公務員獣医師の処遇改善を求める意見書案

動物は我々の生活を様々な形で豊かにしてくれるかけがえのない存在であり、人の命が大切であるのと同様に動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らねばならないが、このような動物愛護の精神は、未だ国民共通の理解として定着するに至っていない。

昨年9月1日に施行された動物愛護管理法の一部を改正する法律では、人と動物の共生社会の実現を図ることや、所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係る規制強化などが行われたことにより、都道府県の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施業務を担う公務員獣医師の職責と業務量が増大することは確実である。

また、今日、国民の間で高病原性鳥インフルエンザをはじめとした人と動物の共通感染症の流行制御や食品の安全性確保に関する意識が高まる中、安全で安心な社会を構築するため、家畜衛生、公衆衛生等の現場において、まさに水際の防疫措置や食品衛生業務の中核を担う公務員獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。

現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師は、国の指導に基づき、医師の下でその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表（二）が適用されているが、医師・歯科医師と同様、六年間の教育課程を修めることにより免許を取得し、かつ、その業務も医師等と同様、高度な自己判断に基づき遂行しなければならない職務等を鑑みると、その専門職にふさわしい処遇と

は、到底言えない状況であるとともに、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因であると言わざるを得ない。

よって、本県議会は、国において、公務員獣医師がより一層責任と誇りをもって職務に専念できるよう、下記の措置を確実に実施するよう強く求める。

#### 記

- 1 都道府県等の公務員獣医師の処遇を改善し、人材確保を推進するため、国が率先して国家公務員獣医師に適用する俸給表を医師等に準じたものに改め、又は初任給調整手当の創設等を行うこと。
- 2 都道府県等が動物愛護の推進、家畜衛生、公衆衛生等の責務を果たすため、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組み、医療職給料表（一）の適用又はこれに準じる給料表の創設を行う時は、国は地方自治の主旨に則り、これを尊重すること。
- 3 医師と看護師等との関係に準じてチームによる動物医療提供体制を整備するため、国は「動物看護師」の専門職としての位置づけを行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山 本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、人事院総裁

---

#### 追加提出議案件名

議案第122号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第2号 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

---

議提議案第2号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

平成26年3月18日

提 出 者 奥 野 英 介  
中 川 康 洋  
稲 垣 昭 義  
北 川 裕 之  
青 木 謙 順  
中 森 博 文  
三 谷 哲 央  
永 田 正 巳

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成13年三重県条例第49号）の一部  
を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成26年4月1日から平成27年4月29日までの間に交付する会派に係る政  
務活動費の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、一月当たり、8万4千  
円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

県の財政状況を考慮し、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる  
必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 委員 長 報 告

○議長（山本 勝） 日程第1、議案第3号から議案第19号まで及び議案第21号から議案第121号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。藤田宜三戦略企画雇用経済常任委員長。

〔藤田宜三戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（藤田宜三） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第24号三重県中小企業・小規模企業振興条例案につきましては、去る3月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、三重県中小企業・小規模企業振興条例案についてであります。

三重県中小企業・小規模企業振興条例案は、県内企業の大部分を占める中小企業・小規模企業の振興を図るためのものです。同条例案における取組をより実効あるものにしていくためには、県内中小企業者等への丁寧な説明ときめ細やかな支援策などが必要であるとともに、県庁内でも部局横断的な推進体制の構築が必要です。今後は、同条例案の趣旨や中小企業者等への支援策などについて十分に周知を図るとともに、適切な支援体制を速やかに構築することを要望します。さらに、地域ごとに設置するみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会については、これを適切かつ効果的に運営し、協議会の取組状況については、適宜県議会に報告していただくようあわせて要望します。

次に、ステップアップカフェ（仮称）についてであります。

県内の障がい者雇用率が全国最下位という現状にある中、来年度、県がフレンテみえに設置を検討しているステップアップカフェ（仮称）については、

今後の県内の障がい者雇用を促進させていく上で非常に重要な施設となります。このため、当該施設の運営については、市町や関係機関、民間等との連携を密にして、専門的な技術や知恵などの共有を図りながら、より効果的な成果が得られるものとして取り組むとともに、今後は当該施設の取組を各市町にも広げていただくなど、三重県が一丸となって障がい者雇用の取組を進めていかれるよう強く要望します。

次に、関西圏営業戦略（案）についてであります。

関西圏営業戦略（案）は、関西圏における具体的な営業展開の基本的な方向性等を取りまとめたものであり、今後、平成26年度からおおむね3カ年をかけて、三重の魅力の効果的な情報発信のほか、観光誘客や食の販路拡大に向けた取組を進めていくこととしています。関西圏の営業拠点となる関西事務所にあっては、本庁との適切な役割分担のもと、県内市町との連携や情報の共有などを十分に図りつつ、毎年度の取組目標などを明確にして、関西圏での営業展開を戦略的かつ強力に進めていただくとともに、これらの取組状況については県議会に報告していただくよう要望します。

最後に、首都圏営業拠点三重テラスについてであります。

昨年9月28日に東京日本橋に開設しました首都圏営業拠点三重テラスについては、今年27日ではや半年が経過しようとしています。この間、伊勢神宮の式年遷宮など、三重県がマスコミ等で大きく注目されたことなどもあり、三重テラスの来館者数やメディア掲載件数などについては、当初の目標を大きく上回る結果となっています。このため、来年度以降の成果指標については、これまでの運営状況や今後の見通しなども十分に精査して、適切な数値目標に見直しを行っていただくとともに、これまでの取組や課題等を踏まえた中で、より三重テラスとしてふさわしい新たな成果指標の設定についても、適宜検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 森野真治環境生活農林水産常任委員長。

〔森野真治環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議提議案第1号三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案外5件につきましては、去る3月7日、11日及び17日に委員会を開催し、提出者並びに関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

まず、食の安全・安心確保基本方針などの見直しについてであります。

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案を受けて、三重県食の安全・安心確保基本方針並びに同行動計画の見直しが進められています。県当局におかれては、条例案の内容を踏まえ、食品関連事業者のコンプライアンスを確保するための体制整備への支援、並びに定期的な研修機会の確保、食品関連団体による自浄作用の促進、食品関連事業者からの危害情報等の申し出を促すための周知や窓口の明確化などについて、三重県食の安全・安心確保基本方針並びに同行動計画に反映されるとともに、関係部が連携して取り組むよう要望します。

次に、農林水産物・食品の輸出支援組織の設立についてであります。

国において、昨年8月に農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略が策定され、農林水産物・食品輸出の取組が進められている中、本県においては、生産者や食品事業者、各種団体、行政、商社などの関係者が一体となって、県産品の輸出拡大に取り組むための支援組織として三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（仮称）を設置しようとしています。協議会の取組を進めるに当たっては、国からの情報収集や実際にマーケティングや販売をしていくためのノウハウを持っている商社の活用など、積極的に取り組まれるよう要望します。

次に、国の農業政策の見直しを踏まえた対応についてであります。

平成26年度からの国の農業政策として、担い手への農地の集積・集約化に



向けた農地中間管理機構の制度化、経営所得安定対策と米政策の見直し、多面的機能の発揮と地域全体での農地維持を後押しする日本型直接支払制度の創設を柱とする見直しが行われました。このように、国の農業政策が大きく転換されようとしている中で、これまで各地域で取り組んできた農業関係者が、新たな制度に対してスムーズに移行できるように、県当局におかれては、農業関係者の意向に配慮しながら的確に対応されるよう要望します。

次に、新県立博物館の開館に向けた取組についてであります。

新県立博物館の開館まで、残り1カ月となりました。県当局におかれては、開館に向けてより一層の機運の盛り上げと期待感が高まるようなPRに努められるとともに、開館後の来館者への対応などについて万全の準備を進められるよう要望します。

最後に、三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（最終案）についてであります。

平成26年1月1日から、飲酒運転違反者に対する再発防止策として、アルコール依存症に関する受診義務が課され、三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例が全面施行されました。県当局におかれては、受診に関する通知を受けた飲酒運転違反者が受診しやすい環境づくりに、より一層取り組まれるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 青木謙順健康福祉病院常任委員長。

〔青木謙順健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第22号三重県がん対策推進条例案外13件につきましては、去る3月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

看護職員の確保対策についてであります。

三重県における医療提供体制の充実強化に向けて、案によれば、県全体での医師不足は、地域や診療科の偏在は残るものの、総数としては2030年までに解消する見込みであるなど、関係者の連携による取組の成果があらわれてきている一方、看護師については、2035年時点でも依然として不足することが見込まれております。県当局におかれては、看護職員確保のため、看護職員の就業環境実態調査、院内暴力等に関するアンケート調査等で得られた現場からの声を十分に分析し、従来の勤務条件の改善を主とした離職対策に加え、看護職員の職場環境を魅力的なものとしていくための取組を、関係者と連携して進められることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 小林正人防災県土整備企業常任委員長。

〔小林正人防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第97号工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター中央監視制御設備改築工事）外2件につきましては、去る3月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべてに議論のありました事項について申し述べます。

三重県新地震・津波対策行動計画についてであります。

国の地震調査委員会により、今後30年以内に南海トラフの地震が発生する確率は70%程度に引き上げられ、地震・津波の発生は想定内の事象と認識されています。災害が発生するものと位置づけ、予防だけでなく、発災直後の対応、生活の回復までを視野に入れた三重県新地震・津波対策行動計画の策定は意義深く、今後の地震・津波対策の推進に期待するところです。

県当局におかれましては、地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づ

けるための実践計画である三重県地域防災計画地震・津波対策編や、防災・減災対策に生かしていくための基礎資料である三重県地震被害想定調査結果とあわせ、自助・共助・公助が一体となった防災対策体制を構築し、地震・津波対策が特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のものとなる防災の日常化の定着を図り、災害に強い三重づくりに向け、引き続き取り組まれますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 長田隆尚教育警察常任委員長。

〔長田隆尚教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（長田隆尚） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第25号三重県いじめ問題対策連絡協議会条例案外2件につきましては、去る3月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

まず、グローバル三重教育プラン中の語学力に係る取組についてであります。

本プランでは、語学力、とりわけ英語によりコミュニケーションを図り、行動する力を育成することとしています。また、グローバル人材を育成する取組の一つとして、今般、レゴジャパン株式会社レゴエデュケーションと包括協定を締結し、同社が実践する教育手法を活用することで、コミュニケーション力や思考力、創造性等を育成することとしています。取組に当たっては同社の教育手法等を有効に活用し、子どもたちの自ら学ぶ意欲や創造性を高めるとともに、教員の英語指導力等の向上を図られるよう要望いたします。なお、今回の包括協定締結に至るプロセスにおいて、説明責任が十分に果たされていない部分もありましたので、今後は丁寧に対応されるようあわせて要望いたします。

次に、県立高等学校の活性化についてであります。

県立高等学校の活性化については、小規模校の存在意識や担うべき役割、地域活性化や地域貢献の観点を取り入れ、次期県立高等学校活性化計画を検討するとの見解が示されたところです。そのような観点を明確に取り入れた県立高等学校活性化の検討状況について、平成26年度中のしかるべき時期に報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 津村 衛総務地域連携常任委員長。

〔津村 衛総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第32号三重県職員定数条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る3月12日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について、申し述べます。

まず、「美し国おこし・三重」の取組についてであります。

「美し国おこし・三重」の取組では、自発的に地域をよりよくしていこうとする活動を行うパートナーグループへの支援を進めていますが、これまでのパートナーグループの活動が自立・持続可能で元気な地域づくりにどのようにつながっているのかが明らかになっていません。この取組は平成26年度が最終年となっています。県当局におかれては、その点を念頭に置きながら、効果的な推進方策の検討に取り組まれることを要望いたします。

次に、多様な財源確保策についてであります。

三重県行財政改革取組における新たな財源確保対策として、県営鈴鹿スポーツガーデンと県営総合競技場にネーミングライツを導入し、平成26年4月から募集が開始される予定となっていますが、募集条件の設定や企業の選定に当たっては、県民の施設利用に混乱や支障が生じることのないよう、慎

重に検討されることを要望いたします。

最後に、地方職員共済組合の宿泊施設・榊原保養所神湯館の売却についてであります。

榊原保養所神湯館は、日本三名泉の一つである榊原温泉の発祥の地に、県が職員の福利厚生施設として設置した保養所ですが、厳しい運営状況を踏まえ、施設運営を継続することが困難との判断から、施設の廃止、売却を進め、平成27年3月31日以降は新たな所有者に引き渡すとする予定が示されました。しかしながら、施設の売却は県を代表する温泉街の低迷につながりかねず、観光や地域への影響が懸念されますので、十分に検討されることを要望いたします。

なお、「美し国おこし・三重」の取組につきましては、自立・持続可能で元気な地域づくりにつながる成果の検証結果について、平成26年10月に開催される委員会で報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 貝増吉郎予算決算常任委員長。

〔貝増吉郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（貝増吉郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第3号平成26年度三重県一般会計予算外88件につきましては、去る3月6日に委員会を開催し、総括質疑を行うとともに、3月7日から13日にかけて該当の分科会で詳細な審査を行った後、3月17日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

平成26年度当初予算は、みえ県民力ビジョン・行動計画の3年目として、目標達成に向けた取組を着実に推進し、かつ、確実に成果を出していくための予算となります。あわせて、県政の将来を見据えた対策や新たな仕組みの構築に果敢に取り組むための予算でもあります。

当委員会では、平成25年版成果レポートの調査及び知事申し入れに始まり、

平成24年度一般会計・特別会計等決算の審査、当初予算編成に向けての基本的な考え方、当初予算要求状況の調査、そして、今般の平成25年度2月補正予算及び平成26年度当初予算と議論を重ねてきたところでございます。平成26年度の施策展開においては、極めて厳しい財政状況の中、さらなる選択と集中を図り、重点化施策を設け、「少子化対策～希望がかなう三重～」、「グローバル化への対応～世界に打って出る三重～」、「三重県のブランド力アップVer. 2」の三つが大きなポイントに上げられています。県当局におかれましては、これまでの本委員会の意見や提案も踏まえつつ、目標達成に向けた取組を一層推進し、県民の皆さんに確実に成果を届けられるよう要望いたします。

また、財政面においては、県税収入の伸びが期待できるものの、引き続き厳しい財政運営が見込まれることから、債権管理の適正化など、歳入確保に努められるとともに、歳出においても、県債の発行抑制など、不断の改善を行われるようあわせて要望します。

なお、審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、3月6日の総括質疑においては、みえ防災・減災センター（仮称）の管理・運用、人件費削減に係る手法、保育士確保や育児支援などの子育て支援、医師確保対策の強化、特別養護老人ホーム待機者の解消、国際戦略の推進、熊野古道世界遺産登録10周年を契機とした地域の活性化、林業の振興、近畿自動車道紀勢線大泊・久生屋間の整備促進などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映させるよう求めました。

次に、3月7日から13日に開催されました各分科会で特に議論のありました事項について、各分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

1点目は、健康福祉病院分科会委員長から報告のありました少子化対策の推進についてであります。

平成26年度三重県経営方針（最終案）において、重点テーマとされている少子化対策については、子ども・思春期、結婚、妊娠・出産、子育てのライ

フステージごとに、働き方も含めた課題と現場のニーズ等について整理し、既存の取組の強化に加え、産後ケア体制の整備、男性の育児参画、県民総ぐるみの運動など、新たにポイントとなる取組を加えて、切れ目のない支援を行うこととされているところですが、少子化対策は県だけでできるものではなく、市町とともに進めていくことが必要不可欠であります。県当局におかれましては、市町に対して国や他の市町の取組等も含め、情報の提供や共有を適時適切に行うとともに、市町における取組について支援や積極的な働きかけを行うなど、対策の効果が県内全域で発現できるよう、県と市町が丸一となって少子化対策に取り組まれることを要望します。

2点目は、環境生活農林水産分科会委員長から報告のありましたもうかる農林水産業の実現と予算の執行についてであります。

もうかる農林水産業の実現を目指して、生産体制、生産基盤の整備、担い手の育成確保や新商品の開発、販路開拓への支援などに取り組まれておりますが、もうかったという実感に至らない状況にあります。このため、さらなる県産品のブランド化や6次産業化を促進するとともに、流通のあり方にも目を向けた総合的な視点で事業を展開されるよう要望します。また、事業を実施するに当たっては、繰り越しを発生させないためにも、年度当初からの計画的な予算執行に努められるよう要望します。

3点目は、防災県土整備企業分科会委員長から報告のありました建設業若年労働者雇用拡大推進事業についてであります。

三重県建設産業活性化プランにおいては、三重県の建設業の将来ビジョンとして、技術力を持ち地域に貢献できる建設業がうたわれています。地域の建設業は良質な社会資本の整備・維持管理、災害時等の地域の安全・安心の確保など極めて重要な役割を担っており、継続的な技術力の維持向上、すぐれた人材の確保、育成が求められています。しかしながら、建設業における若年入職者の割合は他産業と比べても低い傾向にあり、次世代への技術継承、若年者の入職促進が大きな課題となっています。県当局におかれては、平成26年からの新たな取組である若年者の期間雇用や、従来から取り組まれてい

る県内の高校、高専を対象にした現場見学の実施等、建設業団体と連携し、建設業のすばらしさを若年者に伝え、入職促進、人材育成の支援に取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

議案第3号から議案第19号まで及び議案第21号から議案第121号まで並びに議提議案第1号の119件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

## 意見書案審議

○議長（山本 勝） 日程第2、意見書案第2号安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境整備を求める意見書案及び意見書案第3号公務員獣医師の処遇改善を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



## 採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

意見書案第2号及び意見書案第3号の2件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

## 議 提 議 案 審 議

○議長（山本 勝） 日程第3、議提議案第2号三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。48番 永田正巳議員。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

議提議案第2号三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案は、県の財政状況を考慮し、平成26年4月1日から平成27年4月29日までの間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を1人当たり15万円から8万4000円に減額するものであります。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（山本 勝） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 皆さん、こんにちは。みんなの党会派、中西勇です。

会派を代表して、今回の議提議案第2号に対する賛成討論をさせていただきます。

政務活動費削減されるところです。基本的には賛成でございます。しかしながら、この議案の政務活動費20%の削減幅について、少し甘いのではないかと、そのように思うところでございます。

去る3月5日の代表者会議で、今回の条例改正、議員報酬及び政務活動費に関する当面の措置について、各会派の意見は、鷹山会派は、議員報酬削減4%、公明党会派は、政務活動費50%削減、みんなの党会派は議員報酬20%削減と期末手当50%削減と訴えておりますが、少しずつ前に進み、削減を進めるために10%削減といたしました。他の会派は本則に戻すということでした。最終的には正副議長に御一任されたわけでございます。

議長の提案は、当初予算では税収が前年より増加することが見込まれており、本県の財政状況は改善されつつある。また、国家公務員の給与特例減額措置、本県職員給与特例減額措置も今年度で終了すること、経済状況や特例減額の終了を勘案し、我々議員の人件費である議員報酬特例減額も条例本則に戻してもよいのではないかと。一方で、財政面で本年度当初予算では、義務的経費は前年より増加しているのに対して、投資的経費は前年より減少している。厳しい優先度判断による選択と集中を図ると財政課から説明があったとおり、財政状況に余裕ができたとは言いがたい財政の硬直化が進んだ状況にあり、だから、政務活動費の20%削減を継続すると言われました。

そこで、私、みんなの党では、以前から、増税の前にやることがあると訴えてきております。県民、市民の方から税金をいただいて議員活動をさせていただいているわけです。負担を強いている側として、政治家は自ら身を切る改革が必要であり、公務員制度改革が必要である、デフレからの脱却をすることだと訴えております。

本年4月から消費税3%アップ、復興税1000円、みえ森と緑の県民税1000円が県民、市民の皆さんの負担として増えるわけです。そういう状況での削減幅が小さ過ぎると言いたいわけです。この3月をもって2年間削減された議員報酬額7.8%、6万4740円が取りやめになります。51名の議員で年額3962万880円になります。一方で、現状維持となる政務活動費削減20%の額は月額6万6000円で、51名の議員で年額4039万2000円になります。また、平成24年度の状況を見てみると、政務調査費の支給額は1億6051万2000円で、収支報告額を差し引いた返却額は1716万3069円となっており、10.69%の返却率になっております。この状況だけを見ても、現状削減20%と返却率10.69%です。だから、30%以上の削減はできているわけです。

ここで提案です。この政務活動費を40%に削減すると、議員報酬の削減を取りやめても、ほぼ今までどおりの削減金額になり、8078万4000円になります。さらに進めて、私は政務活動費50%を削減するところまで検討してほしいわけです。50%削減すると1億98万円という金額になるんです。身を切る改革を戻してはいけない、前進していただきたいと思うからです。皆さん、いかがでしょうか。

今回、政務活動費を。

○議長（山本 勝） 中西議員に申し上げます。討論は速やかに終結してください。

○10番（中西 勇） 削減することに対して賛成しますが、決して納得して賛成することではありません。議員の皆さんにさらなる削減が必要であることを訴えながら、議提議案第2号に対する賛成討論を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（山本 勝） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

議提議案第2号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決  
されました。

## 追 加 議 案 審 議

○議長（山本 勝） 日程第4、議案第122号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第122号について御説明い  
たします。

この議案は人事関係議案であり、収用委員会委員の選任について議会の同  
意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。何とぞよろしく  
御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略  
し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略  
し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

- 議長（山本 勝） これより採決に入ります。  
議案第122号を起立により採決いたします。  
本案に同意することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

- 議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。  
これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

- 議長（山本 勝） お諮りいたします。明20日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明20日から30日までは休会とすることに決定いたしました。  
3月31日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

- 議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。  
午前10時43分散会